

議案第五十号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第一項第三号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 区長が法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業

者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

二 家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第七条第五項中「場合」の下に「（同項第二号に該当する場合に限る。）」を加える。

第三十八条第四号中「場合」の下に「、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合等」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第四十号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業等の実施に係る要件を緩和するため、本案を提出いたします。